

岡山県税制懇話会報告書（案）概要版

令和6（2024）年3月をもって課税期間が満了する「おかやま森づくり県民税」（以下「森づくり県民税」という。）について、令和5（2023）年6月から岡山県税制懇話会を開催し、森づくり県民税の必要性、使途事業、税制度及び森林環境譲与税との関係等について調査及び検討を行った。

1 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果

森づくり県民税は平成16（2004）年度に導入され、次の3つの柱に従って、森林の保全に関する施策を推進してきたところであり、これまでの19年間（平成16（2004）年度から令和4（2022）年度まで）の実績と主な成果について取りまとめた。

（1）水源の涵養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- ・緊急に間伐が必要な森林が減少

23,800ha (R元(2019)年度推計)
→ 13,500ha (R4(2022)年度推計)

- ・国庫補助事業と連携し、平成26(2014)年度以降、年平均100haの再造林を実施
- ・少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替え割合100%を概ね達成
- ・松くい虫被害を低減、ナラ枯れ被害の急激な拡大を抑制



間伐の実施



再造林の実施



少花粉苗木の供給体制の構築



ナラ枯れ被害木の駆除

（2）森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

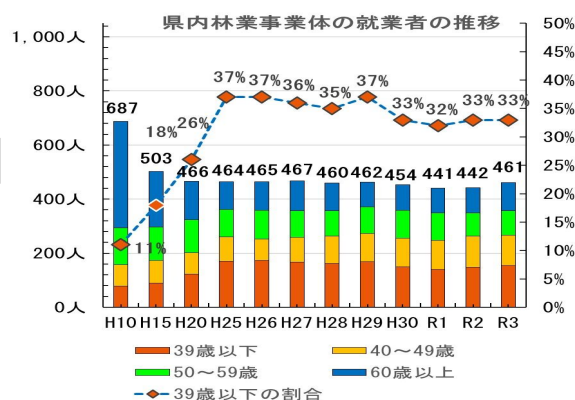
- ・林業就業者数は横ばいで推移しているが、若い担い手(*)の割合は増加 (*):39歳以下

H15(2003):18% → R3(2021):33%

- ・ヒノキの丸太生産量がトップクラス
- ・県内の新設住宅の木造率が上昇

H15(2003)年度:51%
→ R4(2022)年度:62%

■県内林業事業者の就業者の推移



（3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

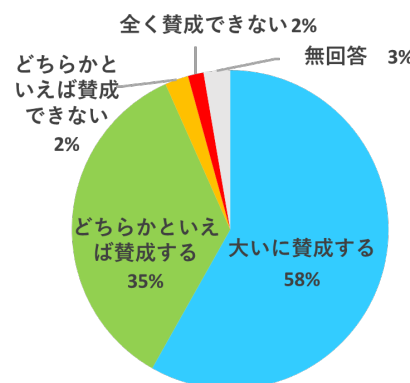
- ・森づくり県民税を活用した施策のアンケート結果

「大いに賛成」、「どちらかといえば賛成」が全体の約9割

- ・小学校副読本の作成や森林等のPR動画配信
- ・自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等が増加

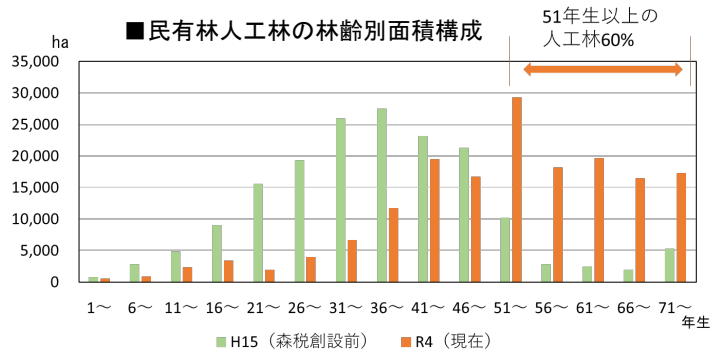
H15(2003)年度:31団体
→ R4(2022)年度:131団体

■森づくり県民税を活用した施策をどう思うか



2 岡山県の森林・林業の現状と課題

(1) 人工林の半数以上が51年生以上となり、主伐期を迎えようとしている一方で、若い人工林の面積は減少しており、再造林による若返りを図る必要がある。



- (2) 令和2(2020)年度以降、ナラ枯れ被害の先端地が南下してきており、被害区域は県内全域に拡大している。
- (3) シカによる林業被害額は平成23(2011)年度をピークに減少傾向にあるものの、生息分布の拡大に伴い、再造林における獣害対策の負担が増加している。
- (4) 39歳以下の若い林業就業者の割合は、増加傾向で推移しているが、全体の林業就業者数は横ばい傾向であり、そのうち再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いている。
- (5) 木材需要量は昭和45(1970)年をピークに減少し、平成18(2006)年頃から40万³m³程度で推移してきたが、近年は回復傾向にある。木材価格は平成9(1997)年度以降、長期的に下落している。

3 おかやま森づくり県民税の必要性と使途事業の方向性

県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関する施策を長期にわたって継続的に行う必要があり、また、森林の恩恵を受けている全ての県民が一体となった取組として推進していくことが重要であることから、森づくり県民税を令和6(2024)年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

また、使途の方向性については、従前の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルの循環のため、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととする。

なお、令和6(2024)年度から森林環境譲与税の財源となる森林環境税の徴収が開始されることから、森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理を行った上で、相互の成果が上がるよう連携して取り組んでいく必要がある。

(1) おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について

森づくり県民税は、平成16(2004)年に導入されて以来、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林の保全に係る広域的な取組を行い、成果を上げてきた。

一方、令和元(2019)年度以降、森林環境譲与税が国から本県及び県内の市町村に譲与され、森林経営管理制度による公的な森林整備や、地域課題を解決するための市町村独自の取組に活用されている。

しかしながら、森林経営管理制度については、市町村の推進体制が整っていないなど課題が多いことから、今後も長期的に取り組む必要があるほか、地域課題を解決する独自の取組についても、総じて経過時間が短いことから、今後も、市町村において継続的に取り組み、成果を検証していく必要がある。

こうした状況から、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、引き続き森

づくり県民税を活用した県主導による施策が必要であり、令和6（2024）年度以降の両税の使途について、次のとおり整理する。また、県と市町村が互いに連携することでより効果的に岡山県内の森林の保全を図ることができると考えられる。

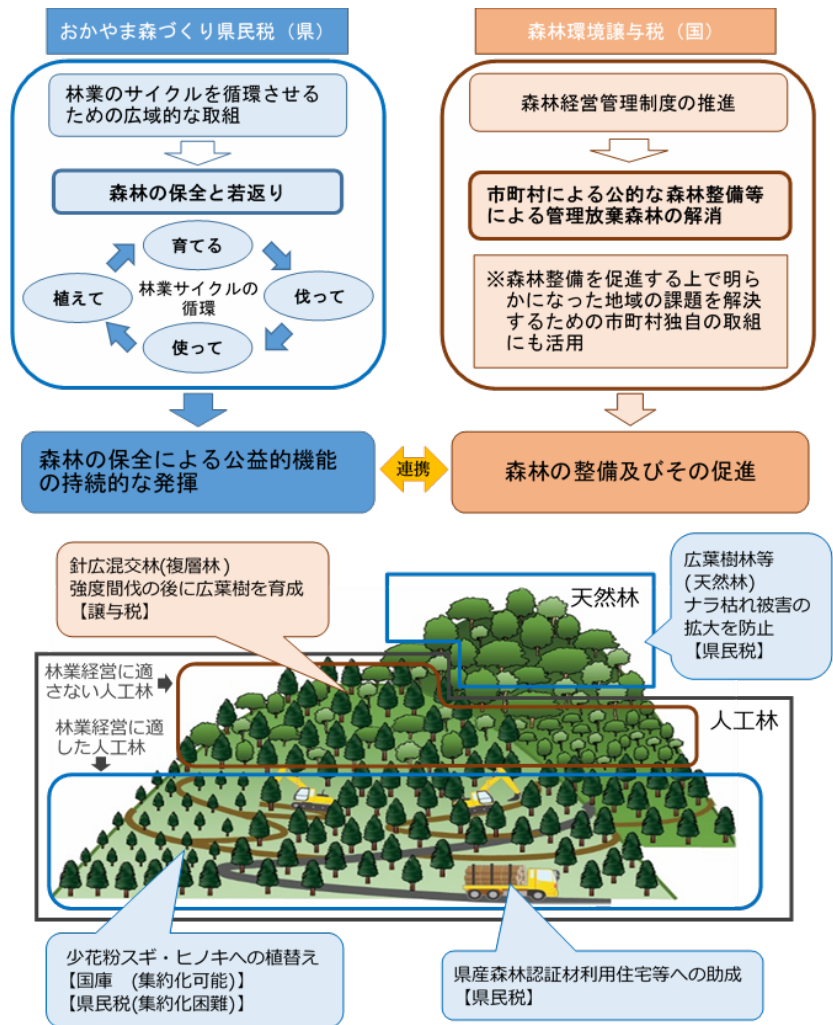
【おかやま森づくり県民税】

県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環による若返りの促進など森林の保全に係る広域的な取組に活用。

【森林環境譲与税】

森林経営管理制度による公的な森林整備のほか、森林整備を促進する上で明らかになった地域の課題を解決するための市町村独自の取組に活用。

（森づくり県民税事業との連携の中でより一層の成果が得られるよう、市町村と県による連携推進会議等において、使途の方針についての助言を行うとともに、市町村間の情報共有を図る。）



(2) 施策毎の推進方向・具体的施策

① 水源の涵養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

ア 健全な人工林の整備

- ・ 再造林による人工林の若返り化
- ・ 花粉発生源対策
- ・ シカ被害軽減のための対策
- ・ 継続的な間伐等の促進 等

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

- ・ ナラ枯れ等の被害対策
- ・ 荒廃した里山林等の再生
- ・ 森林の荒廃状況や山地災害の危険性調査 等

② 森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

ア 力強い担い手の確保・育成・定着

- ・ 就業促進に向けた情報発信
- ・ 職場内研修等の支援
- ・ 働きやすい職場環境整備
- ・ 安全装備・器材の導入支援 等

イ 木材の利用促進

- ・ 民間建築物等の木造化等の支援
- ・ 木造住宅への県産森林認証材の利用促進
- ・ 海外を含めた県内外への県産材の販路拡大 等

③ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

ア 県民への情報提供等

- ・森林の大切さを幅広く周知
- ・多様で効果的な広報・情報発信手段の活用
- ・身近に木と触れあえる空間の創出 等

イ 県民参加による森づくり活動の推進

- ・企業等の森づくり活動への支援
- ・県民の緑化意識の醸成
- ・児童・生徒等による森林・林業現場の見学等を促進 等

4 税制度のあり方

(1) 課税方式 現行：県民税均等割（普通税）の超過課税

県民税均等割超過課税方式は、県内の個人、法人に薄く広く負担を求める点で目的に沿っており、本県の課税制度として定着している。

全国的にもほとんどの府県において本県と同じ課税方式が採用されていること等を踏まえれば、現在の課税方式が適当であるといえる。

(2) 税率 現行：個人 500円／年、法人 均等割額の5%相当額

森づくり県民税は、①水源の涵養、^{かん}県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に沿って実施する各種事業の財源となるものであり、これらの事業は今後も継続して実施する必要があることから、現在の税率を維持するのが適当であるといえる。

また、本県の税率は全国的にみても標準的なものであって、同様の税を導入する他府県と比較しても、税率の維持による県民の負担は特段過大であるとは認められない。

なお、令和6（2024）年度から国税である森林環境税の賦課徴収が開始されることに伴う県民の負担増等を勘案すべきとの意見もあったが、同税を財源とする森林環境譲与税（令和元（2019）年度から先行譲与）で行う事業は、森づくり県民税で行う事業との用途の区別がなされており、現時点で森づくり県民税の税率等を変更すべき状況にはないといえる。

(3) 課税期間 現行：5年間

制度自体は定着していることから、課税期間を変更する必要はなく、5年間（令和6（2024）年度から令和10（2028）年度まで）とすることが適当である。

なお、令和11（2029）年度以降の森づくり県民税のあり方については、各種事業の実施状況や森林環境譲与税の用途の状況、他府県の独自課税の動向等を踏まえた検討を行うことが適当である。

5 基金のあり方

森づくり県民税は、本来は用途が限定されない普通税であるが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であり、税収の用途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていくことが適当である。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	
おかもと きよし 岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
いしい きよひろ 石井 清裕	前岡山商工会議所副会頭	副会長
おかもと あきら 岡本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	
こしま きよし 越磨 潔	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
ちば きょうぞう 千葉 喬三	中国学園大学・短期大学学長	
ないとう こ 内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
ひらしま ちえこ 平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
ふじわら ゆりこ 藤原 裕里子	税理士	

岡山県税制懇話会の審議経過

第1回会議（令和5（2023）年 6月 5日）

主な議題：森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について

第2回会議（令和5（2023）年 7月25日）

主な議題：森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理等について

第3回会議（令和5（2023）年10月10日）

主な議題：岡山県税制懇話会報告書（案）について

おかやま森づくり県民税の概要

1 税率

個人：500円／年

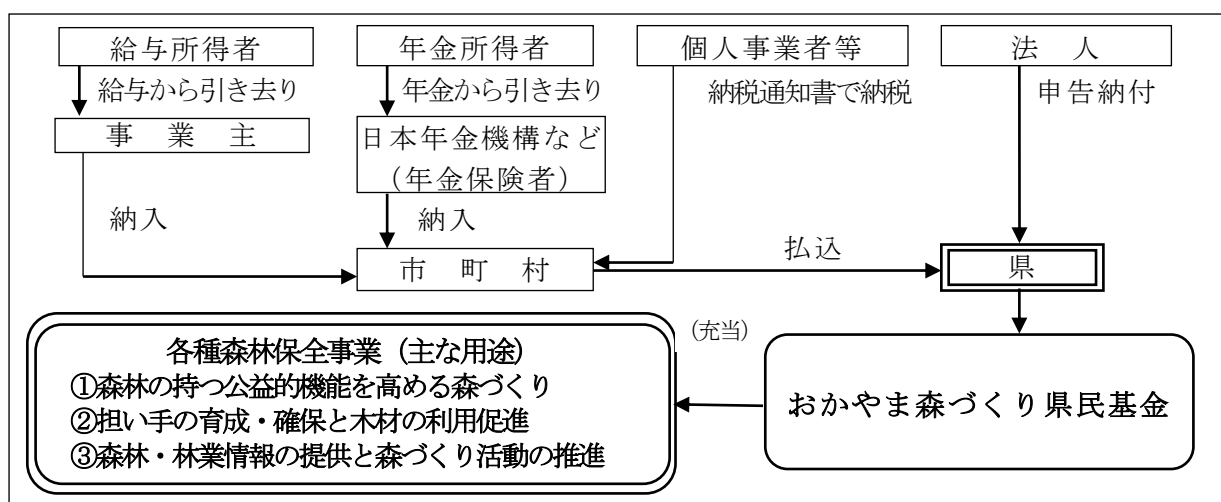
(現行の個人県民税均等割額1, 500円／年+森づくり県民税額500円／年)

法人：1,000円／年～40,000円／年(均等割額の5%相当額)

【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	森づくり県民税の税率(年額)
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

2 税の仕組み



3 税収の推移

(単位：千円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
税収	個人	454,735	451,686	457,321	461,686	464,426	470,379	473,094	471,270	468,630	470,554
	法人	114,016	114,570	118,230	117,988	117,797	118,343	115,757	118,893	120,202	121,522
	計	568,751	566,256	575,551	579,674	582,223	588,722	588,751	590,163	588,832	592,076

※令和4(2022)年度は決算見込額、令和5(2023)年度は当初予算額である。

4 基金積立額等の推移

(単位：千円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
基金積立額	573,858	566,884	578,651	583,261	581,449	587,477	586,850	598,989	578,968	587,546
事業充当額	536,959	566,405	539,415	519,338	592,396	563,761	581,140	590,193	727,133	747,648
基金残高	183,491	184,261	223,575	287,546	276,648	300,383	306,108	314,919	166,776	6,710

※令和4(2022)年度は決算見込額、令和5(2023)年度は当初予算額である。